



第3期

定時株主総会 招集ご通知

平成28年4月1日～平成29年3月31日

開催日時

平成29年6月28日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時15分)

開催場所

東京都江東区豊洲2-2-18
豊洲シビックセンター5階
豊洲文化センター シビックセンターホール

※末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、平成29年6月27日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

CONTENTS

第3期定時株主総会招集ご通知	01
議決権行使のご案内	03
株主総会参考書類	05
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	

(添付書類)

事業報告	15
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38

(証券コード 5912)
平成29年6月6日

株 主 各 位



東京都江東区豊洲五丁目6番52号

OSJBホールディングス株式会社

代表取締役社長 井岡 隆雄

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 東京都江東区豊洲2-2-18 豊洲シビックセンター 5階
豊洲文化センター シビックセンターホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第3期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第3期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社のウェブサイト(<http://www.osjb.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

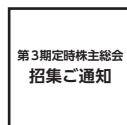
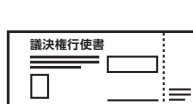
以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<http://www.osjb.co.jp/>)に掲載させていただきます。
 - ◎総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

■当日ご出席の株主様



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本冊子「第3期 定時株主総会 招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

■当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席願えない場合は、郵送または電磁的方法により、議決権をご行使いただけます。

郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分必着

電磁的方法(インターネット)による議決権の行使



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は4頁をご覧ください

行使期限 平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分まで

■電磁的方法（インターネット）による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）* から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）



【議決権行使サイト】 <http://www.evote.jp/>

※ スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちの取扱説明書をご確認ください。

議決権行使サイトについて

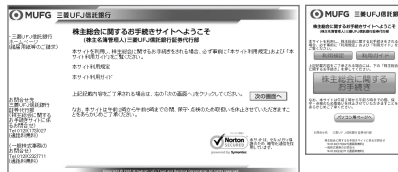
インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト <http://www.evote.jp/> にアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
なお株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

行使期限 平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分まで

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - 郵送とインターネットにより、重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等）は、株主様のご負担となります。

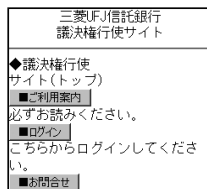
パソコン、スマートフォン向け



パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用

の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話向け



iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

● 議決権の行使システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 通話料無料
☎ 0120-173-027 受付時間 9:00～21:00

* 「iモード」はNTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定した利益還元を経営における最重要課題のひとつと考え、安定した利益配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき 金6円

配当総額 金718,164,720円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員7名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

ご参考：取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	候補者属性
1	おの 大野 達也		新任
2	たかい 高井 繁	取締役 経理財務担当 総務担当 コンプライアンス担当	再任
3	さかした 坂下 清信	取締役	再任
4	はしもと 橋本 幸彦	取締役 内部統制担当 経営企画担当	再任
5	すみえ 住江 清	取締役	再任 社外 独立
6	おおつき 大即 信明	取締役	再任 社外 独立
7	かとう 加藤 英明		新任 社外 独立



候補者番号

1

おの の たつ や
大野達也

(昭和33年11月28日生)

新任

所有する株式の数

4,743株

取締役就任期間

新任の取締役候補者のため該当はありません。

取締役会出席回数

新任の取締役候補者のため該当はありません。

■ 取締役候補者とする理由

大野達也氏は、平成22年よりオリエンタル白石株式会社の取締役常務執行役員施工・技術本部長を務められ、取締役専務執行役員土木本部長を経て、平成29年4月からは同社の代表取締役社長に就任いたしております。長年の業務経験によって得られたコンクリート構造物における専門的な知識及び経営全般に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として新たに選任をお願いするものであります。

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和58年 4月 オリエンタルコンクリート株式会社（現オリエンタル白石株式会社）入社
平成22年 2月 同社取締役常務執行役員施工・技術本部長
平成24年 6月 当社取締役
平成27年 6月 オリエンタル白石株式会社取締役専務執行役員
施工・技術本部長
平成28年 4月 同社取締役専務執行役員
土木本部長
平成29年 4月 同社代表取締役社長
現在に至る



候補者番号

2

たか い
高 井

しげる
繁

(昭和31年9月27日生)

再任

所有する株式の数

5,261株

取締役就任期間

4年

取締役会出席回数

15/15回
(100%)

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和54年 4月 オリエンタルコンクリート株式会社（現オリエンタル白石株式会社）入社

平成22年 1月 同社管理本部経理・財務部長

平成22年 2月 株式会社タイコー技建監査役

平成25年 6月 当社取締役

平成26年 4月 当社取締役
経理財務室長

平成26年 6月 オリエンタル白石株式会社取締役執行役員
管理本部長

平成26年 9月 当社取締役
経営企画担当 経理財務担当 総務担当

平成27年 4月 オリエンタル白石株式会社取締役執行役員
管理本部長兼管理本部経理・財務部長

平成27年 4月 当社取締役
経営企画担当 経理財務担当 総務担当兼経理財務室長

平成27年 6月 オリエンタル白石株式会社取締役執行役員
管理本部長

平成27年 6月 当社取締役
経理財務担当 総務担当

平成28年 6月 オリエンタル白石株式会社取締役執行役員
管理本部長 法務・コンプライアンス担当

現在に至る

平成28年 6月 当社取締役
経理財務担当 総務担当 コンプライアンス担当

現在に至る

■ 取締役候補者とする理由

高井繁氏は、オリエンタル白石株式会社の経理・財務部長、株式会社タイコー技建の監査役を経て、平成25年より当社の取締役に就任いたしております。

長年の業務経験により得られた、経理・財務をはじめとする管理分野における専門的な知識及び経営に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

さか した きよ のぶ
坂 下 清 信

(昭和33年9月11日生)

再任

所有する株式の数

13,106株

取締役就任期間

11年

取締役会出席回数

14/15回
(93%)

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和57年 4月 日本橋梁株式会社（現OSJホールディングス株式会社）入社
平成15年 1月 当社管理本部社長室長
平成18年 6月 当社取締役
管理本部長 監査室担当兼監査室長 管理本部管理部長
平成21年 7月 当社取締役常務執行役員
企画管理本部長兼東京本社担当
平成23年 6月 当社代表取締役社長
監査室長
平成24年 3月 オリエンタル白石株式会社取締役
平成24年 6月 当社代表取締役副社長
監査室長
平成26年 4月 日本橋梁株式会社代表取締役社長
現在に至る
平成26年 6月 当社取締役
内部統制担当
平成27年 3月 株式会社トーア紡コーポレーション取締役
現在に至る
平成28年 6月 当社取締役
現在に至る

■ 取締役候補者とする理由

坂下清信氏は、平成18年より当社の取締役に就任以降、日本橋梁株式会社の代表取締役、オリエンタル白石株式会社の取締役を歴任されております。

長年の業務経験によって得られた鋼構造部門における専門的な知識及び経営全般に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

はし もと ゆき ひこ
橋 本 幸 彦

(昭和37年3月4日生)

再任

所有する株式の数

9,884株

取締役就任期間

2年

取締役会出席回数

13/15回
(86%)

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和60年 4月	株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行
平成19年 4月	同行（中国）市場業務部長
平成21年 10月	同行市場営業部証券営業室長
平成23年 6月	同行市場営業部長
平成26年 6月	オリエンタル白石株式会社取締役執行役員 経営企画担当
平成27年 6月	当社取締役 経営企画担当
平成28年 6月	当社取締役 内部統制担当 経営企画担当
	現在に至る
平成29年 4月	オリエンタル白石株式会社取締役執行役員 経営企画担当 安全・品質・環境担当
	現在に至る

■ 取締役候補者とする理由

橋本幸彦氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行での業務経験を経て、平成26年よりオリエンタル白石株式会社の取締役及び平成27年より当社の取締役に就任いたしております。

長年の銀行業務により得られた金融に関する専門的な知識及び経営に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

すみ え
住 江

きよし

清

(昭和26年6月19日生)

再任

社外

独立

所有する株式の数

0株

取締役就任期間

3年

取締役会出席回数15/15回
(100%)**■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況**

昭和49年 4月 神鋼鋼線工業株式会社入社
平成13年 4月 同社鋼線事業部 P C 営業部長
平成17年 6月 同社取締役
鋼線事業部副事業部長兼鋼線事業部 P C 営業部長
並びにエンジニアリング事業部の営業の担当
平成18年 4月 同社取締役
P C 鋼線事業部長兼 P C 鋼線事業部営業部長
平成20年 6月 同社常務取締役
P C 鋼線事業部長兼 P C 事業部営業部長並びに東京支店長
平成21年 4月 同社常務取締役
P C 鋼線事業部長並びに東京支店長
平成26年 4月 同社常務取締役
社長付
平成26年 6月 同社顧問
平成26年 6月 当社取締役
現在に至る

■ 社外取締役候補者とする理由

住江清氏は、長年にわたり神鋼鋼線工業株式会社の取締役を務められており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督いただいております。今後も引き続き当社の経営全般に助言をいただくため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

おお つか のぶ あき
大 即 信 明

(昭和26年3月8日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和50年 4月 運輸省入省
 昭和57年10月 テキサス大学客員研究員
 昭和61年 4月 運輸省港湾技術研究所材料施工研究室室長
 昭和61年12月 東京工業大学 工学博士学位取得
 昭和63年10月 東京工業大学助教授（理工学研究科）
 平成 7年 4月 東京工業大学教授（理工学研究科）
 平成22年 4月 東京工業大学教授（理工学研究科）
 兼東京工業大学附属科学技術高等学校校長
 平成28年 4月 東京工業大学名誉教授
 現在に至る
 平成28年 6月 当社取締役
 現在に至る

所有する株式の数

6,000株

取締役就任期間

1年

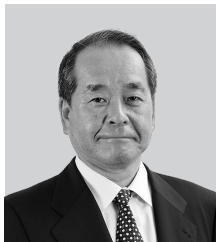
取締役会出席回数

11/11回
(100%)

■ 社外取締役候補者とする理由

大即信明氏は、東京工業大学教授として理工学を研究されており、理工分野の専門家として長年の経験と知見により当社の経営を監督いただいております。当社の経営全般に対する専門的見地による適切な助言の実績から、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

取締役会出席回数は、前回の定時株主総会で社外取締役に就任してからの出席回数であります。



候補者番号

7

かとう ひで あき
加藤 英 明

(昭和28年4月27日生)

新任

社外

独立

所有する株式の数

0株

取締役就任期間

新任の取締役候補者のため該当はありません。

取締役会出席回数

新任の取締役候補者のため該当はありません。

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和51年 4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社
 平成12年 7月 同社合成樹脂部長
 平成13年 5月 日商岩井プラスチック株式会社取締役
 平成17年 4月 双日タイ会社 社長兼バンコク支店長
 平成19年 4月 双日株式会社合成樹脂本部長
 平成19年 4月 双日プラネット株式会社代表取締役社長
 平成21年 4月 双日株式会社執行役員
 機能素材本部長
 平成21年 4月 双日プラネット株式会社取締役
 平成24年 4月 双日株式会社常務執行役員
 生活産業部門長
 平成24年 4月 ヤマザキナビスコ株式会社取締役
 平成24年 7月 株式会社JALUX取締役
 平成25年10月 双日株式会社常務執行役員
 コンシューマーサービス・開発建設本部長
 平成26年 4月 同社常務執行役員
 アジア・大洋州総支配人
 平成26年 4月 双日アジア会社 社長兼プノンペン出張所長兼シンガポール支店長
 平成29年 4月 双日プラネット株式会社取締役会長
 現在に至る

■ 社外取締役候補者とする理由

加藤英明氏は、双日株式会社の常務執行役員及び双日プラネット株式会社の取締役会長等を務められており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督いただくとともに、当社の経営全般に助言いただくため、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 住江清氏、大即信明氏及び加藤英明氏の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、住江清氏、大即信明氏及び加藤英明氏の各氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者である住江清氏と大即信明氏の両氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第24条第2項により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、加藤英明氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

【ご参考】

独立社外取締役の独立性の基準

当社の独立社外取締役の独立性の基準は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準に下記の基準を加えたものとしており、いずれの項目にも該当しない社外取締役を独立社外取締役と判断しています。

- ①当社グループの出身者およびその家族
- ②過去3事業年度のいずれかの事業年度において、借入額が連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者
- ③当社の10%以上の議決権を有する大株主およびその業務執行者
- ④当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度のいずれかの事業年度において、1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

以 上

添付書類

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■ 事業の全般的状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国経済の緩やかな回復を背景に輸出や生産が持ち直しております。設備投資は、企業収益が高水準で推移しているなかで、緩やかな増加基調にあります。雇用情勢は改善しており、所得環境も着実な改善を続けていることを背景に、個人消費は総じて持ち直しの動きとなっております。海外経済の不確実性があるなか、景気は、一部に改善の遅れがみられるものの、基調として緩やかな回復を続けております。

公共投資につきましては、国の一般会計予算において補正予算措置が講じられ、補正後の公共事業関係費は前年度を上回っており、公共工事請負金額では前年比増加が続くなど、底堅い動きとなっております。

このような状況におきまして、当社グループ全体で受注活動に取り組んだ結果、当連結会計年度の受注高は、641億3千3百万円（前年同期比41.7%増）となりました。ニューマチックケーソン工事、橋梁の補修補強工事、一般土木工事など建設事業での順調な受注獲得が主な要因であります。

当連結会計年度の主要な受注は、以下のとおりであります。

(建設事業)

- ・ニューマチックケーソン工事
清水・竹中土木・足立JV「広川ポンプ場（管）」
 - ・コンクリートの新設橋梁工事
国土交通省東北地方整備局「東北中央自動車道 今田高架橋敷内地区上部工工事」
 - ・橋梁の補修補強工事
中日本高速道路株式会社
「中央自動車道（特定更新等）辰野TN～伊北IC間改良工事（平成28年度）」
 - ・一般土木工事
中日本高速道路株式会社「新東名高速道路 柳島高架橋工事」
- (鋼構造物事業)
- ・鋼構造の新設橋梁工事
福岡北九州高速道路公社
「第601工区（香椎浜）高架橋上下部工（鋼橋）新設工事（その1）」

売上につきましては、大きな工程の遅れもなく進捗が順調に推移したことにより、売上高は513億1千4百万円（前年同期比5.8%増）となりました。また、受注残高につきましては、上記の受注および売上の状況により、529億4千4百万円（前年同期比31.9%増）となりました。

損益面では、売上総利益は70億3千4百万円（前年同期比9.5%減）、営業利益は29億8千3百万円（前年同期比28.4%減）、経常利益は30億4千2百万円（前年同期比27.2%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は26億6千3百万円（前年同期比20.5%減）となりました。

売上高	513億1千4百万円	営業利益	29億8千3百万円
経常利益	30億4千2百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	26億6千3百万円

■ 事業の部門別状況

当社グループの事業は、以下のとおりであります。

〔建設事業〕	プレストレストコンクリートの建設工事及び製造販売、 ニューマチックケーソン・補修補強等の建設工事、耐震補強 建築工事の設計・施工、建設工事用資材の販売
〔鋼構造物事業〕	橋梁等の鋼構造物の設計・製作・架設・補修補強等工事
〔その他〕	太陽光発電による売電事業

当連結会計年度の受注高・売上高・受注残高

(単位：百万円)

事業部門	前連結会計年度末 受注残高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	当連結会計年度末 受注残高
建設事業	34,578	58,988	44,007	49,559
鋼構造物事業	5,547	5,068	7,230	3,384
その他	—	76	76	—
合計	40,125	64,133	51,314	52,944

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は14億4千8百万円であり、その主なものは、ニューマチックケーソン工法工事の施工にかかる設備のほか、維持更新のための機械装置及び工具器具備品の買換え等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、グループ内における設備投資を目的として、金融機関からの借入により20億円の長期資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の公共投資市場は、2020年東京オリンピック・パラリンピックに関連する事業や、中央新幹線や整備新幹線といったインフラ整備プロジェクトに加え、地震や津波、ゲリラ豪雨対策などの防災・減災事業、および全国の高速度道路の大規模更新事業の本格展開が見込まれ、当面の建設需要は底堅く推移する見通しであります。生産性の向上、担い手の確保、ガバナンスの強化といった課題も山積しております。

このような環境認識のもと、当社グループの中長期的な企業価値の増大を目指すべく、「既存事業の収益力強化」、「新規・新領域事業への進出」、「研究開発の強化と戦略的投資」を骨子とした「中期経営計画（2017-2019）～『らしさ』で築きあげる 安定と成長～」を策定しスタートさせました。この中期経営計画では、基本方針のもと事業別戦略と経営指標目標を定めており、今後は、計画達成に向けグループ一丸となって取り組み、企業価値の

一層の向上に努めてまいります。

【中期経営計画の基本方針】

- ・ 独自技術の強化と適用範囲の拡大を通じ、橋梁の上下部工・ニューマチックケーソン・プレストレストコンクリート建築・維持補修工を主軸として、長期安定収益の確保を図る。
- ・ 事業の成長・拡大に向けた新たな事業・投資戦略等に対する適切なリスクマネジメントや内部統制の強化等を実施し、攻めと守りのバランスのとれたガバナンスを通じ持続的企業価値の向上を図る。

【中期経営計画の骨子】

- ① 既存事業の収益力強化
- ② 新規・新領域事業への進出
- ③ 研究開発の強化と戦略的投資

【中期経営計画における経営指標目標（2020年3月期）】

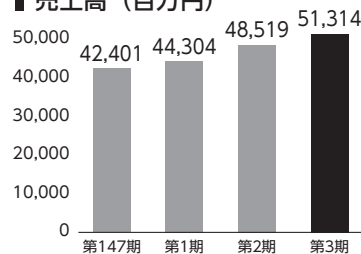
売上高	: 550億円
経常利益	: 35億円（経常利益率6.3%）
親会社株主に帰属する当期純利益	: 25億円
自己資本当期純利益率（ROE）	: 10%程度
配当性向	: 30%程度
総還元性向	: 40%程度

(5) 財産及び損益の状況の推移

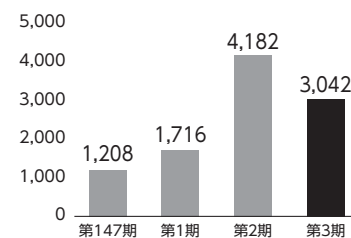
区 分	第147期 平成25年度	第1期 平成26年度	第2期 平成27年度	第3期 平成28年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	47,360	45,498	45,271	64,133
売 上 高 (百万円)	42,401	44,304	48,519	51,314
経 常 利 益 (百万円)	1,208	1,716	4,182	3,042
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,803	1,205	3,350	2,663
1株当たり当期純利益 (円)	22.89	9.84	27.40	22.21
総 資 産 (百万円)	39,481	39,150	39,924	42,597
純 資 産 (百万円)	18,763	19,942	22,047	23,739

(注) 平成26年10月1日付けで普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第147期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

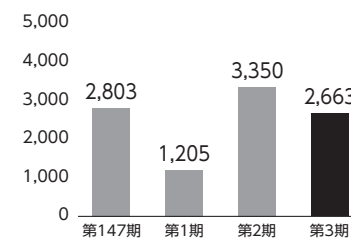
■ 売上高 (百万円)



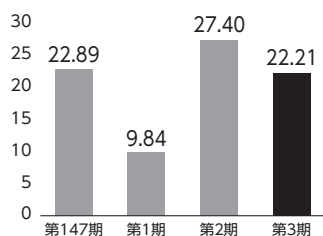
■ 経常利益 (百万円)



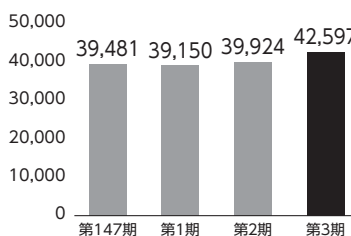
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



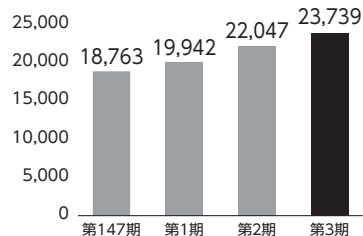
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
オリエンタル白石株式会社	500百万円	100.0%	プレストレストコンクリート、ニューマチックケーソン、補修補強等の建設工事
日本橋梁株式会社	40百万円	100.0%	橋梁等の鋼構造物の設計・製作・架設・補修補強等工事
株式会社タイコー技建	20百万円	100.0% (100.0%)	建設工事、工事機材の運搬

(注) 当社の出資比率の()内は、間接所有割合を内数で示しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
オリエンタル白石株式会社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号	4,882百万円	10,628百万円

(7) 主要な営業拠点及び工場

当	社	本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
オリエンタル白石株式会社		本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
		支店	東北(宮城県)、東京、大阪、福岡
		営業支店	名古屋、広島
		営業所	北海道、岩手、福島、新潟、石川、神奈川、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、滋賀、兵庫、和歌山、岡山、島根、鳥取、四国(徳島県)、高知、山口、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
		工場	関東工場(栃木県)、滋賀工場、福岡工場
日本橋梁株式会社		本社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目9番1号
		支店	東京
		営業所	仙台、群馬、名古屋、大阪、播磨(兵庫県)、広島、九州(福岡県)
		工場	播磨工場(兵庫県)
株式会社タイコー技建		本社	茨城県つくば市緑ヶ原一丁目1番地2

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
848名	32名増	45.9歳	19.2年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,000百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	928百万円

(10) 重要な後発事象

当社は、平成29年1月12日開催の取締役会決議に基づき自己株式を取得いたしました。

① 取得した株式の種類	普通株式
② 取得した株式の数	144,700株（発行済株式総数に対する割合 0.11%）
③ 株式取得価額の総額	39,937,000円
④ 取得期間	平成29年5月15日～平成29年5月18日
⑤ 取得方法	東京証券取引所における市場買付

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数
138,809,400株
- (2) 発行済株式の総数
119,694,120株（自己株式 2,819,271 株を除く。）
- (3) 株 主 数
25,603名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	20,765 千株	17.34%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,613	4.68
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	2,253	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,589	1.32
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,533	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,260	1.05
CBLDN RE FUND 107-CLIENT AC	968	0.80
J P MORGAN CHASE BANK 385151	951	0.79
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	930	0.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	917	0.76

（注）持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を分母に用いて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元及び資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項及び定款第7条の定めにより、平成28年5月12日開催の取締役会決議に基づき、平成28年5月13日から5月20日の間、市場取引により、1,347,400株（発行済株式総数に対する割合は1.09%）の自己株式を総額299,993,700円で取得するとともに、平成29年1月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年2月1日から2月28日の間、市場取引により、12,600株（発行済株式総数に対する割合は0.01%）の自己株式を総額3,244,200円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長※	井岡 隆雄		オリエンタル白石株式会社代表取締役社長
取締役	高井 繁	経理財務担当 総務担当 コンプライアンス担当	オリエンタル白石株式会社取締役
取締役	坂下 清信		日本橋梁株式会社代表取締役社長 株式会社トーア紡コーポレーション取締役
取締役	橋本 幸彦	内部統制担当 経営企画担当	オリエンタル白石株式会社取締役
取締役	土橋 昭夫		双日株式会社顧問 キャノンマーケティングジャパン株式会社取締役
取締役	住江 清		－
取締役	大即 信明		東京工業大学名誉教授
監査役 (常勤)	久米 清忠		オリエンタル白石株式会社監査役
監査役 (非常勤)	平井 利明		弁護士
監査役 (非常勤)	桃崎 有治		オリエンタル白石株式会社監査役 大林道路株式会社監査役 株式会社ベネフィット・ワン取締役 高島株式会社取締役
監査役 (非常勤)	小林 弘幸		アイテックコンサルタント株式会社代表取締役会長

(注) 1. ※は代表取締役であります。

2. 天野和則氏、滝谷政春氏の両氏は、平成28年6月29日開催の第2期定時株主総会の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役土橋昭夫氏、住江清氏及び大即信明氏の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役平井利明氏、桃崎有治氏及び小林弘幸氏の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役土橋昭夫氏、住江清氏、大即信明氏、監査役平井利明氏及び桃崎有治氏の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 監査役桃崎有治氏は、公認会計士としての資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	7名	54百万円	(うち社外取締役3名)	16百万円)
監査役	6名	18百万円	(うち社外監査役4名)	10百万円)

② 社外役員が当社の子会社から当事業年度において受けた報酬等の総額

社外監査役	2名	2百万円
-------	----	------

(注) 上記の監査役の支給人員には、平成28年6月29日開催の第2期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当事業年度における主な活動状況等

(a) 社外取締役 土橋昭夫氏

重要な兼職先であります双日株式会社は、当社の株主であります。キャノンマーケティングジャパン株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度に開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般にわたり意見を述べるなど、適宜発言を行っております。

(b) 社外取締役 住江清氏

当事業年度に開催の取締役会15回全てに出席し、長年にわたる企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定について適切で様々な意見を適宜行っております。

(c) 社外取締役 大即信明氏

国立大学法人東京工業大学と当社の間には、特別な関係はありません。

平成28年6月29日就任以降に開催された取締役会11回全てに出席し、大学教授としての専門的経験と知見から、経営上有用な指摘、意見を適宜行っております。

(d) 社外監査役 平井利明氏

平成3年4月に弁護士登録をしております。

当事業年度に開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会14回全てに出席し、主として弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持・改善について発言を行っております。

(e) 社外監査役 桃崎有治氏

重要な兼職先でありますオリエンタル白石株式会社は、当社の子会社であります。大林道路株式会社、株式会社ベネフィット・ワン及び高島株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主として公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を行っております。

(f) 社外監査役 小林弘幸氏

重要な兼職先であるアイテックコンサルタント株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

平成28年6月29日就任以降に開催された取締役会11回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席し、会社の経営者としての見地から取締役会の意思決定について、必要に応じ、適切で様々な助言、提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、前年度の監査実績の分析を行い、当年度の監査体制、監査計画、要員計画及び監査予定時間等を勘案するとともに、経営執行部からの資料と報告を受けて監査報酬見積りの相当性等を確認し、合理的な水準であると判断して同意いたしました。
2. 会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、解任については会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当し或いはそれに準じる事実を認め且つ改善の見込みが認められない場合に、また、不再任については会計監査人の業務執行状況、経済状況等諸般の事情を総合的に勘案して会計監査人を再任しないことが適切妥当と判断する場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容の決定を行う方針です。

(6) その他の事項

当事業年度に辞任または解任された会計監査人はおりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会決議により定めております。

〈目的〉

○SJBグループは、「経営理念」、「企業行動規範」に基づき、安定した、より堅固な経営基盤を構築するため、グループの業務運営の適正性・適法性を確保する内部統制システムを整備しております。その状況を監視し実効性を担保するために、グループ各社の取締役等が出席する定期開催の「グループ経営会議」を、グループ各社の情報を適時に共有し、重要事項の審議を行う機関として設置しております。

- ① 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤と認識し、当社グループが持続的に成長して、堅固な経営基盤を保持し、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行っていきます。
- ② 当社グループは、内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努めます。
- ③ 当社グループは、グループ各社の役職員が企業活動を行なううえで、目標となる経営理念及び守るべき行動規範を定めて企業倫理の徹底を図ります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、定められた重要な業務執行に関する事項を決定し、取締役は、取締役会を通じ他の取締役の業務執行を監督する。
- ② 「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役は取締役の職務の執行を監視するとともに内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要があると認めたときは、取締役に対しその改善を助言、勧告を行うなど適切な措置を講じる。また、法令・定款に違反する恐れがある事実及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、遅滞なく取締役会に報告する。
- ③ 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」において、法令違反行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を定め、取締役の職務執行も対象とすることにより、監視体制の強化を図る。

- ④ コンプライアンスに関する規程として、「企業行動規範」を制定し、役職員の教育を行うとともに、コンプライアンスの状況を監査し、また「企業行動規範」の中には、公正で自由な競争に基づく事業活動の推進、社会との調和に関する項目などを明記し適切に対応する。
 - ⑤ 法令又は定款に違反した役職員については、社内規程に基づき取締役会で処分する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に適正に記録し、取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクに適切に対応するため、「リスク管理規程」を制定し、「グループリスク管理委員会」を当社グループのリスク管理機関として、リスクの管理の対応状況をモニタリングし、必要な措置について審議する体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期経営計画及び年度予算に基づき「グループ経営会議」を通じてグループ各社の目標達成状況を監視し、取締役会において業績について報告、審議する。
 - ② 「取締役会規程」及び「稟議規程」に定める取締役会への付議事項については、社内規程に則り事前に「グループ経営会議」にて審議することにより、取締役会が効率的に管理・監督できる体制を構築する。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」において、グループ運営上重要な子会社業務における承認事項及び報告事項を定め、子会社に対し当該事項に係るグループ経営会議での審議又は取締役会の承認を義務付け、連結ベースの中期経営計画、年度事業計画の策定等、グループ全体の状況を管理・監督し、業務の適正及び効率性を確保する。
 - ② 子会社のリスク管理の運用状況を確認するため、「グループリスク管理委員会」において子会社のリスク対応計画について報告を義務付け、定期的に管理状況のモニタリングを実施し、その審議内容を取締役会に報告する。
 - ③ 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」は当社グループすべての役職員に対し適用するものとしており、子会社のコンプライアンスの周知・徹底の為の教育・研修といった活動を支援し、監視体制を整備する。
 - ④ 監査室は子会社の業務の執行を監査し、法令又は定款に違反する恐れのある行為に対しては、子会社に対し是正を勧告する体制を構築する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに、監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、内部監査機関である監査室が補助し、監査室員の任命、異動と人事評価については監査役会と協議を行うこととする。
 - ② 監査役は当該使用人に対し補助業務の指揮命令権を有し、監査役の指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。
- (7) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制等
- ① 取締役は、内部監査の結果並びに法令・定款に違反する恐れがある事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を直ちに監査役に報告する。また、監査役は取締役から経営上の重要な事実についても、その報告を求めることができる体制を整備する。
 - ② 「内部通報制度運用規程」において、監査役はその情報の受領先に加わり、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証する。また、監査役は、平素より子会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備を行う。
 - ③ 監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由にして、解雇その他不利益な取扱いを受けることのないよう、規程に定め報告者本人の保護に適切に対応する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 「監査役会規程」において、監査役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、その費用を負担する旨を定め、監査の環境整備を行う。
 - ② 「監査役会規程」及び「監査役監査基準」において、代表取締役との定期的会合、内部監査部門等との連携及び会計監査人との連携を定め監査体制の実効性を高める。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む体制を構築する。

7.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、内部体制の整備とその適切な運用に努めております。本年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組は以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取組

「企業行動規範」「コンプライアンス規程」「内部者取引に関する規程」を定め、社内イントラネットに掲載し周知するとともに、コンプライアンス室を設置し、当社、グループ各社宛コンプライアンス便りを配信、定期的なミニテスト等を実施する等法令遵守の意識の向上と不正行為の防止に努めております。

(2) リスク管理に関する取組

「グループリスク管理規程」に基づき、本年度はグループリスク管理委員会を2回（8月、2月）開催しております。同委員会において、当社各部門及び子会社から報告された重点リスク対応計画の進捗について定期的にモニタリングを行い、管理状況を取締役に報告しております。

(3) 職務執行に関する取組

取締役会規程等に基づき取締役会における決議事項等の意思決定の手続きを定め、グループ経営会議を社長の意思決定のための協議機関とし、職務執行の効率化を図っております。本年度は取締役会を計15回開催し、グループ経営会議は21回開催しております。

(4) 子会社管理に関する取組

- ① 「関係会社管理規程」において子会社業務における承認・報告事項を定め、グループ経営会議やグループリスク管理委員会を通じ、子会社の執行の管理監督を適切に行うとともに、取締役会において子会社から業務執行状況の報告を受けております。
- ② 当社及び子会社を対象にした内部監査は33拠点、83部署で実施し、監査結果についてグループ経営会議にて報告を行い、グループ全体で情報の共有を図っております。

(5) 監査役監査に関する取組

- ① 当社の監査役は、監査を有効かつ効率的に進めるために取締役会及びグループ経営会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、社外取締役、会計監査人並びに当社及び子会社の内部監査部門と定期的に情報交換を行っております。
- ② 「内部通報制度運用規程」において通報者に対する解雇等、不利益な取り扱いの禁止を定め、社内イントラネット上に通報制度の利用案内や、定期的なコンプライアンス情報の発信を通じグループ内での周知を図っております。また社外受付窓口として弁護士の受付体制を設け、通報者が本制度を利用しやすい環境づくりを行っております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、安定した利益配当を継続して実施することを基本方針としております。

この方針のもと、当期業績等を総合的に勘案した結果、当期の配当金につきましては、普通配当につきましては前年度より1円増配の1株あたり6円とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、剰余金配当の最終決定は、株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会で決定することとしております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	32,452	流動負債	13,675
現金及び預金	9,243	支払手形・工事未払金	7,784
受取手形・完成工事未収入金	20,484	1年内返済予定の長期借入金	285
未成工事支出金	179	1年内償還予定の社債	100
材料貯蔵品	133	未払金	1,792
繰延税金資産	789	未払法人税等	553
立替金	941	未成工事受入金	1,486
その他の	702	預り金	642
貸倒引当金	△22	工事損失引当金	218
		完成工事補償引当金	235
		工場再編損失引当金	159
		その他の	417
固定資産	10,144	固定負債	5,182
有形固定資産	7,630	長期借入金	1,643
建物及び構築物	634	社債	150
機械及び装置	2,581	退職給付に係る負債	3,387
土地	4,225	その他の	2
建設仮勘定	86	負債合計	18,857
その他の	101		
無形固定資産	251	〔純資産の部〕	
投資その他の資産	2,262	株主資本	24,023
投資有価証券	1,428	資本金	1,000
破産更生債権等	640	資本剰余金	453
繰延税金資産	630	利益剰余金	23,184
その他の	253	自己株式	△615
貸倒引当金	△689	その他の包括利益累計額	△283
		その他有価証券評価差額金	169
		退職給付に係る調整累計額	△452
		純資産合計	23,739
資産合計	42,597	負債純資産合計	42,597

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		51,314
売上原価		44,280
売上総利益		7,034
完成工事総利益		4,051
販売費及び一般管理費		2,983
営業利益		
営業外収益		
受取利息及び配当金	17	
特許権使用料	73	
受取保険料	28	
その他	46	165
営業外費用		
支払利息	9	
前受金保証料	23	
支払手数料	29	
設備復旧費用	28	
その他	15	105
経常利益		3,042
特別利益		
固定資産売却益	20	20
特別損失		
減損損失	476	
工場再編損失	159	636
税金等調整前当期純利益		2,426
法人税、住民税及び事業税	1,012	
過年度法人税等	△96	
法人税等調整額	△1,152	△236
当期純利益		2,663
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,663

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,000	453	21,247	△311	22,390
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△726		△726
親会社株主に帰属する当期純利益			2,663		2,663
自己株式の取得				△304	△304
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,936	△304	1,632
当 期 末 残 高	1,000	453	23,184	△615	24,023

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	117	△460	△342	22,047
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△726
親会社株主に帰属する当期純利益				2,663
自己株式の取得				△304
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	52	7	59	59
当 期 変 動 額 合 計	52	7	59	1,691
当 期 末 残 高	169	△452	△283	23,739

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	2,334	流動負債	3,367
現金及び預金	472	短期借入金	2,400
短期貸付金	800	1年内返済予定の長期借入金	310
1年以内回収長期貸付金	297	1年内償還予定の社債	100
前払費用	17	未払金	83
未収入金	698	未払法人税等	289
繰延税金資産	49	未払消費税等	9
		工場再編損失引当金	159
		その他	14
固定資産	8,293	固定負債	2,693
有形固定資産	1,365	長期借入金	2,543
建物	0	社債	150
構築物	0	負債合計	6,060
機械及び装置	0		
車両運搬具	0	[純資産の部]	
工具、器具及び備品	1	株主資本	4,566
土地	1,363	資本金	1,000
無形固定資産	10	資本剰余金	453
ソフトウェア	10	資本準備金	453
投資その他の資産	6,918	利益剰余金	3,727
投資有価証券	48	その他利益剰余金	3,727
関係会社株式	4,917	繰越利益剰余金	3,727
長期貸付金	1,702	自己株式	△615
繰延税金資産	249	評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
		純資産合計	4,568
資産合計	10,628	負債純資産合計	10,628

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,048
営 業 費 用		310
営 業 利 益		1,738
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21	
受 取 配 当 金	0	
特 許 権 使 用 料	61	
雑 収 入	2	85
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45	
支 払 手 数 料	29	
雑 支 出	4	79
経 常 利 益		1,743
特 別 損 失		
減 損 損 失	455	
工 場 再 編 損 失	159	615
税 引 前 当 期 純 利 益		1,128
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△7	
過 年 度 法 人 税 等	△27	
法 人 税 等 調 整 額	△221	△257
当 期 純 利 益		1,386

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	1,000	453	453	3,067	3,067
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△726	△726
当 期 純 利 益				1,386	1,386
自 己 株 式 の 取 得 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	660	660
当 期 末 残 高	1,000	453	453	3,727	3,727

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本 合計	その他有価証券評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△311	4,210	2	2	4,212
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△726			△726
当 期 純 利 益		1,386			1,386
自 己 株 式 の 取 得 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△304	△304			△304
			△0	△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	△304	355	△0	△0	355
当 期 末 残 高	△615	4,566	2	2	4,568

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

○ S J B ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井紀彰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口靖仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、○ S J B ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○ S J B ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

○ＳＪＢホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井紀彰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口靖仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、○ＳＪＢホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

○ S J Bホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	久 米 清 忠	㊞
監査役	平 井 利 明	㊞
監査役	桃 崎 有 治	㊞
監査役	小 林 弘 幸	㊞

(注) 監査役平井利明、監査役桃崎有治及び監査役小林弘幸は社外監査役であります。

以 上

〈メ モ 欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：東京都江東区豊洲2-2-18 豊洲シビックセンター 5階
豊洲文化センター シビックセンターホール



- ・東京メトロ有楽町線 豊洲駅下車 7番出口より徒歩1分
- ・新交通ゆりかもめ 豊洲駅下車 改札フロア直結

※駐車場・駐輪場の用意ができませんので、公共交通機関等をご利用下さい。

※総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。